昭和戦前期における学校教育改革

井上兼一

はどうぞよろしくお願いいたします。
十分、そのあと質疑応答が三十分と聞いております。本日十分、そのあと質疑応答が三十分と聞いております。研究発表は五す。こういうところでお話しする機会はなかなか経験がなす。こういうところでお話しする機会はなかなか経験がない。

で、あわせて見ていただければと思います。あと、私がきょう持ってきた資料が一部ありますのますが、それに基づいて話を進めていきたいと考えておりいまお手元に資料、レジュメを準備していただいており

だく内容として、ずっと疑問に思っていたことなのですが、しまったかなという気がいたします。今回発表させていたせていただくのですが、非常に大きな風呂敷を広げすぎて「昭和戦前期における学校教育改革」と題してお話をさ

す。
ころを、資料に基づいて検証していきたいと考えておりま
ころを、資料に基づいて検証していきたいと考えておりと
革したのか、その意義はどこにあったのだろうかというと
それまで尋常小学校であったものをなぜ国民学校に制度改

しょうか。正直なところ、私自身、国民学校の研究をする民学校というと、どんなイメージをもっていらっしゃるでうかというのが、今回の私の問い、課題です。皆さんは国ども、この国民学校の教育理念とは一体何であったのだろども、この国民学校へと制度改革がされたわけですけれ尋慮のところは、いま言いましたように、昭和十六年に冒頭のところは、いま言いましたように、昭和十六年に

というイメージがすごくあったのですが、それは自分の中ているとか、国民学校は、軍国主義の教育をしていたんだ以前は、学童疎開であるとか、竹槍を持って軍事教練をし

昭和戦前期の一つの重要な概念であると思います。

しかし、先ほども述べたように、この用語をめぐっては

ことがありました。それは、 考えも検証しないといけないんじゃないかと思ったりする わけです。 なかで、問い直す必要があるんじゃないかなと考えてきた に勝手につくられたイメージなんじゃないか、 いろいろな資料を読んでいく 自分自身の

きないのではないかと考えております。 といったものを理解しなければ、 えていた問題、また、 学校教育の改革についても、これらの観点や戦争との関連 時代という評価が一 ものに対しては超国家主義であるとか軍国主義が席巻した れらの観点や立場から距離をとって、当時の学校教育が抱 から理解される傾向にあると思います。しかし、私自身そ 昭和十年代といいますと、社会、 般的だと思います。そのため、当時の 当時の児童たちが直面していた課題 制度改革の意味は理解で 政治、そして時代その

出てきますけれども、 矮小化してきたように思うのです。 思います。または、八紘一宇という用語についての解釈に 審議会の中でもこれをめぐって議論が繰り広げられており の意味なんだというふうに解釈が分かれています。 研究者によれば、侵略主義の意味だとか、または平和主義 これまで十分理解されてこなかった課題なのではないかと 「頭で教育理念について問うているわけですけれども、 国民学校の制度改革を推 この 用 語につい 進 L た教育 あとで ては、

> ます。 治・経済・社会体制について変革が図られていました。 校教育もその体制下に置かれたわけですので、この理念は た八紘一宇という基本国策要綱に掲げた理念のもとに しれません。当時の政府は大政翼賛体制をとっており、 たしかにこの用語を解釈することは必要なことか

義とか過激なる国家主義を連想させるものだからだという なという命令が出ております。それは国家神道とか軍国主 公文書の中で大東亜戦争や八紘一宇という用語を使用する 止ニ関スル件」という指令を出しております。 神道ニ対スル政府ノ保証、支援、 連合国軍が、一九四五年十二月十五日に「国家神道、 世界大戦後も同じような状況にあります。日本を占領した 解釈が分かれているというのが実情です。たとえば第二次 保全、監督並ニ弘布ノ その中

世界征服思想だと考えられていたけれども、 ないと。 弁護団の清瀬一郎の回想記録を見ていたところ、そうでは は侵略思想ではないと認められたという記述がありました。 わゆる東京裁判ですけれども、 ところが、その翌年に開廷された極東国際軍事裁判、 連合国側の考え方は日本を侵略戦争に駆り立てた その裁判の 過程でこの 日本側の見解

わけです。そういう指令が出ております。

述が出てきました。と裁判の中で説明をして、その考えが理解されたという記と裁判の中で説明をして、その考えが理解されたという記とれらの誤解を解かないといけないということでいろいろとしてはそうじゃない、非常に平和的な思想であるので、

そもそもこの用語は『日本書紀』に由来する言葉です。る解釈は分かれているところではないかと思います。原文が混乱してきたのではないか、現在でも、この用語に対すな解釈とか誤解とかいろいろなものが加わって、その意味なのですが、時代が現代に下ってくるにしたがって、様々なのですが、時代が現代に下ってくるにしたがって、様々なのですが、時代が現代に下ってくるにしたがって、様々なのですが、時代が現代に下ってくるにしたがって、様々なのですが、時代が現代に下ってくるにしたがって、様々なのですが、時代が現代に下ってくるに出てくる言葉です。原文が混乱してきたのではないか、現在でも、この用語は対する解釈は分かれているところではないかと思います。

論には至ることはないと思います。実をいいますと、私もきたいと思います。侵略か平和かという対立する概念のど教育理念を正当に理解することにはならないと指摘してお教育理念を正当に理解することにはならないと指摘しておま学校教育の理念としてとらえることは適切なことなのかま学校教育の理念としてとらえることは適切なことなのかま学校教育の理念としてとらえることは適切なことなのかる自身、こうした政治上の理念とかスローガンをそのま

と話してきたのですが、以下、レジュメの項目ごとに話をと話してきたのですが、以下、レジュメの項目ごとに話をと話してきたのですが、国民学校においてはこれを実現させることを目指したのだと指摘しておきます。いま長々と話してきたのですが、国民学校の教育理念は、国民皆学を目指したところにあったんじゃないかなと思えるようになりました。レジュメに「結論を先取りするならば」と書いておりますけれども、国民学校の教育理念は、国民皆学を目指したところにあるんだと指摘しておきたいと思います。すなわちそれは一八七二年、明治五年の学制頒布以後掲げられてちそれは一八七二年、明治五年の学制頒布以後掲げられてさせることを目指したのだと指摘しておきます。いま長々させることを目指したのだと指摘しておきます。いま長々させることを目指したのだと指摘しておきます。いま長々と話してきたのですが、以下、レジュメの項目ごとに話をと話してきたのですが、以下、レジュメの項目ごとに話をと話してきたのですが、以下、レジュメの項目ごとに話をといる。

別委員会で審議したものが総会に上がってきて、そこで最悪なです。この審議会は、総会、特別委員会、そして整年、昭和十二年十二月に第一次近衞内閣に設置された教育年、昭和十二年十二月に第一次近衞内閣に設置された教育年、昭和十二年十二月に第一次近衞内閣に設置された教育を議会です。この審議会は、総会、特別委員会、そして整理委員会によって構成されていまして、整理委員会によって構成されていまして、整理委員会とか特別委員会で審議したものが総会に上がってきて、そこで最

進めてまいります。

ば、或者は江戸時代の本多利明などのように「宇代混同策に、或者は江戸時代の本多利明などのように「宇代混同策についての議論が行われております。その中で八紘一宇という用語が前文のところに記載されておりまして、これにいう用語が前文のところに記載されておりまして、これにについての議論が行われております。その中で八紘一宇という育成センコトヲ期セリ」という文章について異議が唱えら育成センコトヲ期セリ」という文章について異議が唱えら育成センコトヲ期セリ」という文章について異議が唱えら育成センコトヲ期セリ」という文章についておりまして、これにいう、「以テ内ニ国力ヲ充財は、或者は江戸時代の本多利明などのように「宇代混同策についての第十回総会の審議の内容ということですけれども、この第十回総会の審議の内容ということですけれども、この第十回総会の審議の内容ということですけれども、

いうことも紹介しながら、この用語を用いることに対していうことも紹介しながら、この用語を用いることに対して、されていると指摘しています。また、日本語を研究している外国人が三上に対して、この八紘一宇ということは「日る外国人が三上に対して、この八紘一宇ということは「日る外国人が三上に対して、この八紘一宇ということは「日る外国人が三上に対して、この八紘一宇というふうに誤解解がうことも紹介しながら、この用語を用いることに対していうことも紹介しながら、この用語を用いることに対していうことも紹介しながら、この用語を用いることに対しているがあります。

れています。

三上の意見を受けて、田所美治というふうに回答がなさあるならば、それでも結構であるというふうに回答がなさの言葉に代わるよい言葉を用いるか、なくてもわかるのでの意味、侵略主義というものを含んだ言葉ではない、こ長をしていた人が回答しております。そういう世界的な統長としています。

意見を述べております。

もとくに問題ないから、そうしたらどうでしょうかという強い懸念を示しております。そして、この用語は削除して

で力を及ぼすものというふうにとらえられてしまうのが当いてある。「外二八紘一宇」と書いてありますので、国外において「内二国力ヲ充実シ外ニ八紘一宇」うんぬんと書ら意見が述べられております。三上によれば、答申の文章その後別の話題になっているのですが、再び三上委員か

また自分の経験などを踏まえて、八紘一宇という文字の使 うふうに国史学者である三上は、自分の専門的な立場から、 す。あまり同じ異議を繰り返してもなにですので、懸念の に適した言葉があるのか、非常に疑わしいと述べておりま 外国人はどういうふうに理解するだろうか、どういう翻訳 針となって、外国語に翻訳されるということになったら、 されたら公表されますので、もしこれが文部省の教育の方 れは歌であるから構わないけれども、教育政策として可決 歌の中には『八紘ヲ宇トナシ』ということがあっても、 然であろうと指摘されています。そして、「国民行進曲 用について懸念を示して発言を終えております。 ある文字だと言って意見を言うのはやめています。こうい

ということにして、三上委員の疑っている意味は一つも含 されております。この言葉については道徳、同胞愛という 田所においては八紘一宇の意味は道徳、同胞愛という意味 んでいませんというように説明しております。 さらに、この際、こうした問答でこの意味を明らかにした したような意味を含んではいないと説明がされています。 言葉を用いて説明してありまして、三上が先ほど懸念を示 憩のあとに、先ほども出てきました田所からまた説明がな まして、全体の決議の前に休憩がとられています。その休 そのあと、原総裁から三上の意見に対して確認をとられ ともあれ、

> まして、帝国主義的な意味だとか侵略主義的な意味を含ん ある荒木貞夫、委員の山田孝雄から意見が述べられてお で説明されております。これに続いて、当時の文部大臣で

でいるものではないという解説がなされております。

とか、徳であるとか、 りまして、この第十回総会はこの意味で確認されて、答申 雄委員からは、侵略の意味は含まれておらず、親和である に対して田所美治特別委員長や荒木貞夫文部大臣、 くに三上参次から、その意味が誤解される可能性があるた いう用語をめぐって非常に活発な議論が行われました。 端折りながら議事録の話をしてきましたが、八紘一宇と 削除することが要請されておりましたけれども、 同胞愛という意味で説明がされてお 山田孝

ています。 先に紹介した第十回総会の議事録を取り上げて解釈がされ 之輔、長浜功、水原克敏を挙げることができます。三者は かというところになります。代表的な研究者として安川寿

暴という感じを受けます。引用に対するコメントがちょっ 長浜氏による委員とそれに対する解釈というのは非常に乱 浜の本の三ページ分をコピーして載せております。 が可決されて終了しております。 まず長浜についてです。きょうお配りしている資料に長 これに対して先行研究者はどういうふうに理解してきた

でとらえられています。れています。水原においても、八紘一宇は侵略主義の意味に証明してしまっているのが皮肉だ」というふうに述べらに証明してしまっているのが皮肉だ」というふうに述べらいずれの発言も弁解がましく、三上委員の発言趣旨を逆いがましつきましては、印刷はしてきていませんけれども、水原につきましては、印刷はしてきていませんけれども、

と思います。

な感じです。

神ヲ顕現』するという皇国民教育の目的はなんら修正され「総会では結局『内ニ国力ヲ充実シ外ニ八紘一宇ノ肇国精評価しております。安川のまとめのところを読みますと、すなわち政治的パフォーマンスと一蹴して、彼らの発言をあとに、三上や山田の発言は政治的な判断によるものだ、そして三人目の安川ですが、彼は議事の経過を紹介した

をいう言葉の専門家である三上委員や山田委員がその言葉という言葉の専門家である三上委員や山田委員がその言葉という言葉の方が政治家であったとも考えられよう」という評価を下しております。私自身、議事録を読んでみて、なぜこういう評価ができるのかなと思うのです。政治的判なぜこういう評価ができるのかなと思うのです。政治的判なぜこういう評価ができるのかなと思うのです。政治的判断をして異議を唱えたと安川は言っているのですが、根拠断をして異議を唱えたと安川は言っているのですが、根拠がはっきりせず、それはちょっと言い過ぎではないのかながはっきりせず、それはちょっと言い過ぎではないのかながはっきりせず、それはちょっと言い過ぎではないのかながはっきりせず、それはちょっと言い過ぎではないのかながはっきりせず、それはちょっと言い過ぎではないのかながはっきりせず、それはちょっと言い過ぎではないのかながなっきりせず、それはちょっと言い過ぎではないのかながなっきりせず、それはちょっと言い過ぎではないのかながある。

ないかと思います。

三人の意見を紹介したのですが、この三人に共通することは、八紘一宇という用語を「侵略」という認識にひきつとは、八紘一宇という用語を「侵略」という認識にひきつとは、八紘一宇という用語を「侵略」という認識にひきつ

「結局この議事の経過を見ると、八紘一宇の精神というもの本を読んでいたところ、この議事を概観したあとで、ところで、小林澄兄という教育学者がいるのですが、彼

なかった。何故なら、対外的な『侵略』戦争の遂行こそが、

立って、周囲の国々をも徳化して行くという洵に穏かな精 神に外ならない」というふうに簡潔にまとめられています。 を発揮するということは、 いう所に落ち付いたのである。即ち吾々が八紘一宇の精神)は、一は和親主義、平和主義の意味を持っている。こう こういうふうになってくると、どっちが正しいのだろう 和親主義、平和主義の立場に

たように、教育審議会では平和主義の意味で了承されて、 が浮かび上がってきたわけです。しかし先ほども言いまし うなところと絡めて侵略思想だと言っている。そういう姿 対して戦後の研究者は、日本政府が対外的に戦っているよ にして非常に温和な精神であると言っております。それに かと思うのですが、これらの資料群から言えることは、こ うにとらえるしかないのではないかと私自身は思うところ 総会で可決されていますので、その解釈についてはそのよ の用語を巡って、当時の人たちは『日本書紀』などを根拠

す。冒頭で学校教育の理念とは何だったのかと問いかけて 意味をめぐって意見が出されているのであって、何のため 先ほどの教育審議会の議事経過を見ていて、結局、 に制度改革をするのかという議論ではなかったと思うので 見たのですが、ここで立ち止まって考えてみたいのです。 いま前半のところで先行研究者の見解や議事録の経過を 用語の

> うか、 無理があるのではないか。そこで、私自身、 ことからは、国民学校の教育理念を読み解くのはちょっと 観点から考え直してみようと思いました。 別の見方とい

みましたけれども、この議論からは、また用語を解釈する

就学するということがずっと議論されてきたわけです。法 ますように、国民皆学でありました。国民は等しく学校へ もすこしふれましたように、 明治五年の学制の序文にあり

さかのぼれば、明治からの教育理念というのは、

冒頭 で

令がたびたび改正されているわけですけれども、その過程

ついての話題に及んでいることを確認することができます。 れているからです。とりわけ貧困家庭の児童の就学奨励に なら、教育審議会においても児童の就学に関して議論がさ だろうかというふうにここで仕切り直しております。 その延長線上にあるのではないかと考えることはできない ます。ですので、尋常小学校から国民学校への制度改革も においても就学を奨励するような施策はとられてきてお

左側の一八七三年、明治六年のあたりから男子と女子の就 ですが、①の義務教育就学率の推移というものが るのはちょっとどうかなと思うわけです。 論されておりましたけれども、そこから教育理念を理 ですから、第十回総会で八紘一宇という用語がいろい 参考資料の数字が載っているものを見ていただきたい あります。

ろまで行っております。

ます。

やめていった子供たちがこれだけいるということを示して ば④を見ると、 から差し引きして脱落者数を出してあるのですが、途中で 介されていて、入学年度と卒業年度の数ですね、その人数 の背景』という論文の中で紹介されていたもので、たとえ けれども、田中勝文氏の『「学齢児童就学奨励規程」 にみんなが通える時代になっていたんだなと思っていまし 就学率がほぼ一○○%に近いような資料を見てきて、本当 就学率の推移がさらに示されております。私自身も、 ます。また、就学義務の規定というのが明治十九年以降 右側の②の表は細かな数値が示されておりますけれども、 しかし、③、④に見られる資料、すこし古い論文です 小学校の脱落者数とか脱落率というのが紹 制定 この

> あるかはわかりませんが、ともあれ、みんながみんな就学 張ってきていますので、そのあたり、どれくらい整合性が なってはいるのですが、両者の資料は別のところから引 た。ですから、①、②のところで就学率が一〇〇%近く たので、これだけの数のお子さんが学校に通っていなか には就学免除、就学猶予ということが認められておりま 就学猶予とか就学免除、家計が苦しくて貧しい家庭の子供 小学校令の中でうたわれているんですけれども、 実際には

すので、それを紹介したいと思います。 た問題を解決するために様々な取り組みがなされておりま たって抱えてきた問題であったと考えられます。そうい な状況に置かれていて、このことは学校教育が長年に をいま見たわけですが、とくに貧困家庭の児童が レジュメの文章のほうに戻ります。学齢児童の就学状 就学困 わ

によって「学齢児童就学奨励規程」というものが定められ ものです。さらに昭和 事実があります。これは貧困児童就学奨励資金と呼ばれる (のちの昭和天皇) のご成婚を契機として、 い児童を救済するための資金、百万円が下賜されたという たとえば、大正十三年一月にさかのぼりますが、 三年十月四日付の文部省訓令第18号 生活困窮度の高 皇太子

発するもので、毎年国庫から支出される補助金と道府県費 貧困な学齢児童の就学奨励のために、教科書、学用品: 市町村費等の支出金、および寄附金等をその資金として、 ておりまして、これは上記の貧困児童就学奨励資金に端を 食料その他生活費の一部又は全部の支弁又は給与しよ 被

うとするものでした。

それをなんとか支援しようということがなされております。 これが第二次世界大戦後の教育改革時まで継続されたと書 校給食の実施と並行してこういった施策が行われていて、 す。また、こういう経済的な補助に加えて昭和七年から学 受給人数が百八万六千八百九十九人、小学校児童数に対す 校の児童数に対する率で一・七%と書いてあります。それ といいますと、先ほどのいろいろな数字の載っていたプリ かれております。非常に数多くの子供たちが就学できない。 かと思いますけれども、こういう支援策がとられておりま る比率は九・六八%と書いてあります。不況の影響もある が昭和に入って、昭和九年まで示されておりますけれども すと、十五万九千三十一人に対してお金を下賜した。小学 正十三年、皇太子のご成婚の年ですね。受給人数でいいま ントの⑤、学齢児童就学奨励の概況というところです。大 学校給食を実施することの規定があるのですが、表向き 就学奨励の資金の支出状況はどういうものであったの か

> して、学校で勉強できるように支援しましょうということ ちな者に対して、そういったお子さんには学校給食を支給 給食のために就学ができる者や栄養不良のために欠席しが ですが、昭和七年九月七日付の「文部省訓令第十八号」と 書いてあります。こちらの資料は皆さんの手元にはないの は子供たちの養護のために行われたといわれているのです います。それによれば、貧困のために就学が困難な児童で、 「学校給食臨時施設方法ニ関スル件」に詳しく規定されて 実際には貧困救済的な性格をもっていたということが

が書いてあったりします。

そのあたりの文章は飛ばしますけれども、当時の子供たち とが第十五回整理委員会のところでも議論されております。 しょうかというふうに議論がまとめられています。 まして、ここでは審議の中身については詳しくは言いませ ます。それらの解消とか、いろいろなものが議論され 論されております。また、当時の問題として、児童労働と が就学できない状況をなんとか改善しようということが んけれども、とにかく就学義務制を実施することでいいで いった問題が非常に切実な子供たちの問題だったと思われ 教育審議会の中でも、この貧困児童の就学支援というこ

いう子供たちの就学を義務化することで学校へ通わせると 国民学校というの はそう 445

こういう経過を見てきますと、

当時の文部省とか学制改革にかかわった人物の言質を探究 が妥当ではないかと思うのです。こういったことに関して、 介したいろいろな支援策とか見ていくと、そうとらえるの いう目的があったのではないかと私は思います。 さっき紹

して、論証していきたいと思います。

尋常小学校から国民学校へと名称を変えた意味は、そこに これを義務制としたことである」と述べられております。 としたことがその一つである。次は修業年限を八ヶ年とし、 学校の特色はこれを制度の方面と内容とから見てみるなら 郎という文部省督学官の説明を見てみますと、「新制国民 ありますように国民は学校に就学しなければいけないとい 教育を受けねばならぬことを表す意味で、名称を国民学校 レジュメの7ページのところになります。まず倉林源四 制度の方では、日本国民たるものは必ずこの学校での

は多少加わるかもしれないけれども、 す。一九四〇年、 限延長と国民学校」という話題のところで言っていること してみようということで話をしております。「義務教育年 講習会での彼の講話です。篠原自身、 ある篠原助市という人物の発言に注目してみようと思いま 次に、文部省の教育調査部長を歴任して、教育学者でも 昭和十五年の夏に信濃教育会が開催した 自分の個人的な意見 文部省の見解を解説

うことを表すためということが示されております。

ŋ は、 ますけれども、いま読み上げた一つめの議論が、 ぬ」と書いてあります。二つ目、三つめのところは端折り あります。国民の何人も此の門戸をくぐって学ばねばなら 国民一人残らずを対象にした学校であるということで - 第一には総ての国民が必ず就いて学ぶべき学校であ 先ほどの

倉林の解説と共通するところだと思います。

ろです。私はこの当時のドイツの教育制度がどういうもの をもっているものであると言っています。8ページのとこ 異なります、ドイツのフォルクスシューレは本来階級思想 じゃありませんと言っております。学校教育の精神は全然 ですけれども、篠原はその認識を改めてもらいたい、 スシューレを模倣して国民学校に改革したと理解されがち です。一般には、日本は同盟国であったドイツのフォルク のフォルクスシューレの違いについて言及しているところ また、興味深いところでは、わが国の国民学校とドイツ

に行けない子供たちが初めから国民学校に入っていくんだ が国民学校に入る。階級的であるとドイツの就学状況に すなわち資力豊かな子供は三年の中等学校予備校に入 中等学校を九年やって、上の学校へ行く。 余力の

ける子供たちは初めから中等学校の予備校に入って、大学 彼の言っていることに沿っていいますと、大学に入ってい であったのかということはわからない部分もあるのですが

0

ちのコースと、経済的に苦しい子供たちが行く国民学校と 運動というものが起こって、教育制度の改革がなされたと いうふうに分かれていた。それはその後の統一学校運動と いうことですが、ともかく大学に行く家計が豊かな子供た ついて説明されております。その後、ドイツでも統 学校

いうところで改善されたということです。

その違いについて指摘しております。 に世界の先進国として範を垂れてゐます」というふうに、 でドイツのフォルクスシューレとは全然違う。明治五年既 きものなりとしてあります。我が国民学校はさういふもの ります。父兄たるものは愛育の情を致して必ず入学せむべ 期す』(学制の序文に記されている言葉です)とあの布告にあ 治五年の学制頒布の時既に士農工商共に同一の学校に入学 学校と日本の国民学校とは全然違ふ。どだい歴史が違ふ。 させるといふ大精神が出来てゐたのであります」。そして、 我が国に於てはかうした階級思想など毛頭ありません。明 「然も『邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を こういう話を踏まえたうえで、「さういふドイツの国 民

と言っております。 国民学校というのは、同一視がちですけれども、その精神 至っていない。わかっていないので、すこし詳しく述べた ドイツのフォルクスシューレと日本の

解すべきである」と述べております。

原が言うには、多くの人がこの点について十分考えが

で、この時には確かもう定年していると思います。この吉 私もこれを読んで、「あ、そうか、」と納得したところです。 は違うという篠原の指摘は、 吉田熊次という教育学者がいます。東京帝国大学の先生 注目に値するといいますか、

ては寧ろ庶民学校と呼ばれるに応はしく、上流社会の為の のフォルクスシウレは西暦千九百十八年の革命以前にあ 章がありましたので、そこに引用してあります。「ドイツ 本を読んでいたら、篠原と同じようなことを書いている文 田熊次も国民学校に関する著作を著しておりまして、

としての基礎教育を受くべき機関であったのである。 教育機関であって、全国民が身分職業の別なく等しく国 は明治五年の学制以来その実質に於いては国民全体の初等 と説明されています。そして、「然るに、我が国の小学校 高等学校系統のものとは全然別個の系統を形作っていた_

とは凡そその性質を異にするものであった」というふうに 民学校であった。ドイツのフォルクスシウレ即ち国民学校 篠原と同様のことを指摘しております。また、「新制国民

学校は我が国の従来の小学校と全然異なるものであるか 学校であった小学校を改称して名実相叶うやうになしたと 如く、宣伝することは当らないと思ふ。寧ろ従来から国 名称は小学校であったが、その実質に於ては文字通りの国

に制度改革をした意義は、国民が等しく就学できるようにここだったのではないかと思います。ですから、国民学校ろから教育理念を読み解くのは違っていて、本当の意味は文章の中で用いられてはおりますけれども、そういうとこ 資林、篠原、そして吉田の当時の資料を見てきますと、

す。 す。このように、国民学校においては学制以来の教育理念 校の教科を修めることを廃止したことが挙げられておりま 読み上げませんが、文部省がこうやって示しているわけで ジの上にところに書いてあります。 務ノ徹底ヲ図リタルコト」という項目があります。 纂した解説書があります。それを見てみますと、「就学義 子があります。これが現物ですが、文部省普通学務局 いか。そういう結論に、私としては至りました。 を継承し、それを徹底する意図があったと言えるのではな 務の免除とかいうのはなくしたこととか、家庭で尋常小学 知ることができます。とりわけ、 制度改革したということであったと考えられます。 それに関しては「国民学校制度ニ関スル解説」という冊 公式の文書からも就学の義務の徹底を目指したことを 貧困を事由とした就学義 時間も迫ってきたので 9 が編 1

うとしたというのが結論になります。

五一四ページの後ろのところに、「つまり、この時代に実先行研究者の安川氏の資料があります。彼はこの資料、

れを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれた学制以来の教育理念が十分に行われてこなかった、それた学制以来の教育理念が十分に行われてこなかった、私は逆かもしれませんが、私としましては、明治五年に示さい要かもしれませんが、私としましては、明治五年に示された学制以来の教育理念が十分に行われてこなかった、私は逆れを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させよれない。

今後の課題としまして、教育審議会の議事録の中で貧困今後の課題としまして、教育審議会の議事録の中で貧困なに、学齢児童、学齢生徒、義務教育段階の子供たちがはたちをめぐる諸問題、児童労働の解消とか、そういった供たちをめぐる諸問題、児童労働の解消とか、そういった群細に見ていく必要があるかと思います。また、当時の子葉止と書いておりますけれども、これなんかは戦後の教育基本法、学校教育法の体制と基本的構造は変わらない。要禁止と書いておりますけれども、これなんかは戦後の教育を成り、学齢児童、学齢生徒、義務教育段階の子供たちがはたちをめぐる諸問題、学齢生徒、義務教育段階の子供たちがはたちをしている。

改革されたのではないかと思います。
世常的な仕事につくことはできない。それと全く同じなんですね。この当時、先ほど田中氏の論文の中にも紹介されていたのですが、子供の時からいろいろな仕事をしている。 学校教育のなかできちんと八年間就学させることによって、仕事につけないように規制をかけて子供たちを保護する。学校教育のなかできちんと八年間就学さんたころで実業科、いわゆる職業に関することを勉強して、のところで実業科、いわゆる職業に関することを勉強して、参務教育を終えて社会に出ていく。それと全く同じなん恒常的な仕事につくことはできない。それと全く同じなん恒常的な仕事につくことはできない。それと全く同じなん

をを抜本的に改革しようとしてスタートしたので、小学校度を抜本的に改革しようとしてスタートしたので、小学校度を抜本的に改革しようとしてスタートしたので、小学校度を抜本的に改革しようとしてスタートしたので、小学校度を抜本的に改革しようとしてスタートしたので、小学校度を抜本的に改革しようとしてスタートしたので、小学校をありがとうございました。

皇學館大学教育学部准教授)